

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 鶉沼南町地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		鶉沼南町地区 地区計画				
位 置		各務原市鶉沼南町1丁目の一部、鶉沼東町4丁目の一部				
面 積		約 3.2 ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、住居系用途の既存市街地と隣接しており、JR鶉沼駅、名鉄新鶉沼駅にも近接していることから通勤、通学に適した交通利便性の高い地区である。また、地区内に計画された（都）犬山東町線バイパスの整備によりさらに市街化が進行することが予想される。</p> <p>バイパスの整備に合わせて計画的に地区施設を配置し、建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導し、隣接する第一種住居地域と一体となった住環境に配慮したゆとりある市街地を形成することを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	地区施設の整備を進め、幹線道路沿道での居住環境の保全に配慮し、良好な住環境を有するゆとりある住宅地としての土地利用の促進を図る。				
	地区施設の整備の方針	市街化の促進、住環境、安全性の向上を図るため道路の拡幅を行うとともに、土地利用の増進を図るため必要規模の新設道路を配置する。				
	建築物等の整備の方針	敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止するとともに、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	6.0m	約 30m	新設
			区画道路2号	6.0m	約 70m	拡幅
			区画道路3号	3.0m (5.3m)	約 70m	拡幅 () は地区外を含む全幅員
	建築物に関する事項	建築物等の敷地面積の最低限度	1 5 0 m ²			

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

隣接する市街化区域と一体に計画的な市街化を図るため、市街化区域への編入に併せて、土地利用の方針や地区施設の配置等を定めることにより、当該地区の適正な都市機能及び健全な都市環境の確保をめざすため、地区計画を決定するものである。